

肥料取締法の改正等の説明会が開催されました

当協議会の「平成 20年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに研修会」が、3月26日に東京・霞ヶ関の法曹会館で開催され、約40人が参加されました。

この日は独立行政法人農林水産消費安全技術セン

ター肥飼料安全検査部の田村勉専門指導官と農林水産省消費安全局農産安全管理課農薬対策室の坂口剛取締係長の両氏にご出席いただきました。

また、大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校の長村智司校長に記念講演をしていただきました。

宮本会長あいさつ

コスト削減の中でも手抜きせず



ガーデニングというのは、1つの選択肢ではないでしょ

家庭園芸業界は短期的には、直面する不況が悲観的に作用することが否定できないと思っています。しかし、種々の消費を切り詰める中、例えば旅行が安・近・短になったとき、どこでなにを、何に時間を費やすのか？自宅で

うか。そして食の安心・安全を気にする家庭菜園の流行は、今年も続くに違いないと思っています。そういったことが、きっと我が業界に追い風になると信じています。こうした不況期だからこそ、コスト対応、コスト削減・経費削減の中でも、品質問題には手抜きをせず、消費者を裏切らない製品の供給に努め、アンフェアな競争に陥らないようにお仕事をされるよう、お願いを申し上げます。

平成 20年度肥料取締法の改正点について

今年度は改正の手続きが途中のため、詳細な説明はしていただけませんでしたが、改正の概略は次の通りです。なお、改正の時期も未定です。(5月00日現在)

普通肥料(化成肥料、配合肥料、混合有機質肥料)の原料として使用できる特殊肥料の種類が増える。

混合汚泥複合肥料に使用が許されている汚泥発酵肥料の上限量が引き上げられる。

化成肥料に混入出来る農薬の種類が増える。

記念講演

新しい市民生活と園芸商品の可能性について



話を聞かせ頂きました。園芸マーケットの主要なユーザーは、40歳以上の女性だけと思わず、今現在子供を育てている若い世代の女性にも「園芸に親しむことで子供に良い影響を与えることが出来る」ということを、何らかの方法でアピールすれば、大いに期待が出来るのではないかと述べられました。

また、氏が大阪で企画・開催された「ブルーミングフォーラム」の講演から引用されて、ロハスな生活スタイル、大阪ガスの実験集合住宅「ネクスト21」での

記念講演は、大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長をしておられる長村智司氏に、「新しい市民生活と園芸商品の可能性について」とのテーマでお願いしました。海外の最新情報なども織り交ぜて、興味深いお

コミュニティ活動等の例を紹介しながら、若い子育て世代のコミュニティが、例えば害虫の発生のような園芸に関する問題に直面して、園芸店やガーデンセンターなどが相談を受けた際に、簡単に即答したりせず、2~3日時間をもらってでも、専門業者としてしっかりとした回答を行うようなシステムを作ることが、専門業者としての生き残りのためには必要ではないかと、ご指摘がありました。

現在、業界が取り組んでいる『花育』運動と重なる部分も多く、海外の視察例なども含めて大変興味深い内容でした。





皆様の質問に
お答えします！

会員からのQ & A

会員の皆様から頂いた質問に、農林水産省消費安全局農産安全管理課と
独立行政法人農林水産消費安全技術センターからお答えを頂きました。概要は次の通りです。

Q 1 家庭園芸用肥料の生産・輸入について

家庭園芸用肥料の生産・輸入について、最近の登録数・量の状況を教えてください。

家庭園芸用複合肥料の新規登録について状況はどのようになっていますか？ 増えていますか？

A 「家庭園芸用複合肥料」という規格はあるが、家庭園芸用肥料という規格はないため統計はない。

「家庭園芸用複合肥料」の生産・輸入量はいずれも増加傾向にある。新規登録は生産、輸入共にそれほど増えていない。生産量については増加傾向、登録銘柄数はほぼ横ばいである。(資料参照)

Q 2 肥料原料の価格の安定化について

昨年、肥料原料の高騰がありました。国として輸入肥料原料の安定化に対する施策はどのようにお考えでしょうか？

A 農水省では肥料原料の供給を安定させる施策として、下水汚泥から回収したリンの肥料利用等、「国内の未利用資源の有効化等を推進している。

また、海外からの肥料原料の安定確保のため、輸入商社等に対する輸入先の多様化の働きかけを行い、商社等による海外の原料確保に向けた投資を支援する仕組みとして、国際協力銀行による支援融資や日本貿易保障等があるため、外務省・経済産業省とも提携して取り組んでいく。担当課は生産局農業生産支援課資材効率利用推進班になるので、詳細についてはそちらへ。

Q 4 肥料の名称について

肥料取締法第26条2項において「～その成分又は効果について誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない」とありますが、審査基準のようなものがありましたら開示していただけないでしょうか？

A 「生産業者、輸入業者、または販売業者は、この生産し、輸入し、販売する肥料について～」という記載になっている。つまり国内の業者については販売する肥料はもちろん、販売は伴わなくても、生産したり輸入した肥料についても誤解を生ずるような名称を用いることは出来ない。必ずしも販売は前提としていない。肥料名称だけではなく、ペットネームや愛称についても規制の対象になる。審査基準はない。

肥料の主成分について事実と違う記載をしたり、その肥料効果がないのに効果があるような名称、誤解を生じるような名称等は、規制の対象になる。

(資料参照)

Q 3 肥料の害を知る試験方法について

施行規則に植物に対する害に関する栽培試験方法が決められていますが、試験方法が難しく、家庭園芸肥料/用土の取り扱い会社ではなかなか出来ないのが現状です。また外部の検査機関を利用しても、時間がかかったり、検査料金が高かったりします。

昨今、輸入品やリサイクル資源の害を検査する機会も増えてきていますので、もっと簡易、迅速に害作用を検査できる植物試験方法を考えていただけないでしょうか？

A 肥料の登録や農水省に提出するものについては、施行規則に定める植物に対する害に関する栽培試験を行うこと。それ以外、例えば自社の工程管理、品質管理であれば自社の方法でよい。標準区、4倍量区、土の量を増やすなどの工夫をしてください。但し、その肥料の種類に合ったもので、公定法と関連した方法で行なうように。

Q 5 肥料の有効期限について

化成肥料ではいわゆる「有効期限」は設けられていませんが、今後ともこの制度は継続されるのでしょうか？

A 通常の保管状態では肥料の品質が劣化しないということで、現在の肥料取締法では、肥料の有効期限を設けていない。肥料の規格を作る際は、肥料の安定性を確認した上で規格を作っている。液状のものは沈殿が生ずる場合があるが、保存方法を指定しているので、生産業者が説明すれば安心して使用できるものと考えている。

新たに「有効期限」を設けることは考えていない。

Q 6 汚泥肥料の規制について

汚泥肥料の中の規制物質はカドミウムだけでしょうか？

汚泥肥料の中に水銀、鉛が混入されていたことから製造業に指導と報告を求めていることになっています。その中で「この混入により直ちに健康被害はない」とされていますが、健康被害の恐れのある基準を決めるべきではないのでしょうか？

A 汚泥肥料中の有害物質、特に重金属について公定規格の中で規制されているのは、砒素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛の6種類で、基準値が定められている。

このうちカドミウムは、顕著な植物の生育障害が起きない状態であっても植物がカドミウムを吸収するという性質がある。そして、その植物を人や動物が食べた場合、害を及ぼす恐れが出てくる。

カドミウム以外の砒素、水銀、ニッケル、クロム、鉛は、基本的に植物に吸収されにくい重金属であるが、土壌中の濃度が高まると、作物に害が生じる。カドミウム以外の重金属については、植物の害に対する規制であり、カドミウムについては、人と植物の両方の規制である。プレスリリースの「この混入により直ちに健康被害はない」とされているのはこのためである。

Q 7 米の取り扱いについて

有害物質に汚染された事故米による食品汚染が問題となりましたが、この汚染米が肥料原料として利用された場合、法的にはどのように扱われるのでしょうか？

米を肥料原料とする場合の肥料取締法上の扱いはどのようになるのでしょうか？

A 食料に適さなくなった米を肥料に使用(例えば堆肥の原料として)することは可能である。

しかし、汚染米は違う。例えば農薬の残留した米を使用して堆肥を作ると、結果として肥料に農薬が残留することが考えられる。肥料取締法は、事業者が農家に対して適性の品質の肥料を供給するための法律である。生産業者は、有害成分等を含有しない適切な原料を選択する必要がある。法律違反が起こった場合には、人や植物への影響を考慮して製造した肥料の譲渡中止や、既に販売したものの回収などの対応をしていただく必要がある。

資料参照については、後日郵送した資料をご確認ください。

Q 8 天然成分由来の活力剤および農薬について

・天然成分由来の活力剤が「植物の生育によい」などと宣伝していますが、肥料成分の効果を謳った内容についての規制はあるのでしょうか？

・ニームオイルの農業分野での利用は可能でしょうか？

・ニームオイルの殺虫効果が宣伝されており、これを含む資材から有機合成された成分の検出も報道されています。規制、取締りはあるのでしょうか？

・これに関連して、昨年のプレスリリースで家庭園芸用複合肥料の登録検査項目に農薬成分を追加するとしていましたが、どのようになるのか具体的に教えてください。

・特定防除資材は現在、重曹、食酢、使用する都道府県で採取された天敵の3種とされていますが、今後拡大されるのでしょうか？

A 「農作物の病害虫の防除に用いられます」と表示すると、農薬に該当することになり、農薬取締法違反になる。農林水産省に『農薬目安箱』を設置しており、一般の方も情報提供できる。(資料参照)

寄せられたものの中には、表示で農薬に該当するものも多い。取締りや処分は国が行うが、生産者に農薬として購入させないことを基本方針としている。実際に取締りまで持っていくには、表示だけでは不十分で、農薬取締法の一歩の目的である「病害虫の防除に用いられること」というのがあり、農薬成分が検出されたり、産地で害虫防除に使われている事実が認められた時に最終的に取締りとなる。

「植物の生育によい」などの表示は、農薬取締法の観点から言うと微妙な表現である。「植物の生育にいい」「果実の色が良くなる」などが、植物成長調整剤による効果なのか、肥料効果なのか、情報収集をして、場合によってはメーカーに聞きつつ、例えば「植物ホルモン」のようなものが入っていれば、法律違反になる。製造者も大変だが、それを使っていた産地も大変なことになる。農薬取締法では使用者も処罰対象になっているため、変なものは使わないように指導している。

「ニームオイル」に関しては、基本的には表示に問題なければ、農薬取締法で取締まるつもりはない。家庭園芸用複合肥料の農薬検査については、昨年2月28日のプレスリリースで発表したが、現在どのような農薬を対象にするか、種類や検査方法を検討している段階である。

特定防除資材については、特定農薬になるか検討中の『保留資材』があり、その区分Aには35の資材がある。順次、特定農薬の許可を進めていく予定。食品なども入る見込みで、今後拡大を進める。

日本F&Gショウに 当協議会も出展しました



会場の様子

3月27～29日に、千葉の幕張メッセで「日本フラワー&ガーデンショウ」が開催され、わが協議会もブース出展を致しました。

同ショウはガーデニングの最新情報を発信する日本最大級のフラワーイベントで、今回は種苗会社・資材メーカー等9社・団体が213小間を出展、5万8000人以上が来場されました。主催は日本家庭園芸普及協会(羽田光一会長)。

当協議会ブースでは、肥料や用土を安心して使っていたいただくためのパネル展示や、「保証票」表示等の当協議会活動の紹介などを行いました。



当協議会の出展ブース

会 員 紹 介

毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

自己紹介

株式会社鹿沼興産

〒322-0531
栃木県鹿沼市南上野町 506-12
TEL 0289-75-3971
FAX 0289-75-3290
<http://www.kanuma53.com>

家庭園芸用土の生産メーカーです。
地球環境に優しいオーガニック主体の生産を致しております。園芸用肥料・園芸資材・国産鉢・輸入鉢・輸入雑貨など家庭園芸に関する商品を数多く取り扱っております。国産鉢は窯元から取り寄せ、輸入鉢に関しては現在15ヶ国から輸入し、最近ではインドネシアに鉢工場を設置しフル稼働にてカラー鉢からテラコッタまで生産しております。
企画・提案・立案・実行をモットーに日夜取り組んでおります。

事務局より

農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 神戸センターが移転しました

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 管轄区域を引き継いだ新・神戸センターを発足すると同時に、新庁舎へ移転しました。移転先は次の通りです。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター神戸センター
〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目3番地7
TEL 078-304-7410(代) 企業相談窓口 078-304-7423 FAX 078-304-7425

次回総会の日程が決定いたしましたので、お知らせ致します

第26回家庭園芸肥料・用土協議会総会
【日時】7月16日(木)13時30分 【場所】農林水産消費安全技術センター神戸センター3階会議室
上記移転後の新庁舎です。説明会・講演会も同時開催いたします。

入退会報告

退会 = (株)三浦グリーンビジネス、(株)ガーディナー 入会 = (株)エイ・シー・エム、(株)グリーン産業
名義変更 = キング化学(株)から(株)白元に変更

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付
TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryoyoudo.com/>